

事 務 連 絡
令和 5 年 11 月 6 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

令和 6 年度から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び
貸与価格の上限の公表について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

福祉用具については、平成 30 年 10 月から、商品ごとに全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限（以下「上限価格等」という。）を設けており、設定された上限価格等については、第 177 回社会保障審議会介護給付費分科会（令和 2 年 6 月 1 日）において、他サービスと同様、3 年に 1 度の頻度で見直しを行うこととされました。

今般、平成 30 年 10 月以降に上限価格等を設けた商品に係る福祉用具の全国平均貸与価格及び令和 6 年 4 月貸与分から適用される上限価格について、次の掲載先のとおり公表しますので、お知らせします。

ただし、上限価格等を設定してから 1 年を経過していない商品については見直しを行わず、次に見直しを行う年度に見直しを実施することとしております。

都道府県、指定都市及び中核市の担当課室においては、管内市町村及び福祉用具貸与事業者等に対し、広く周知し、遺漏なく御対応願います。

記

掲載先

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

公益財団法人テクノエイド協会のホームページ

<https://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>

【厚生労働省担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課

福祉用具・住宅改修係

電 話：03-5253-1111（内 3985）

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp